

# おびり高ぶる安倍政権下の改憲阻止を

二〇一八年通常国会では、森友学園にかかわる公文書「改ざん」や、「働き方改革」法案のデータねつ造、自衛隊派遣日報の隠蔽、幹部自衛官による国会議員への罵倒から、果ては財務次官によるセクハラなど、国民主権と議会制民主主義の根幹を揺るがす安倍政権の強権政治ぶり、驕りが極まっている。このような暴走に加え、秘密保護法、安全保障法制、共謀罪法強行などの憲法違反の政治を続けている安倍首相に憲法を変える資格はない。

三月二五日の自民党大会で安倍首相は、「いよいよ結党以来の課題である憲法改正に取り組む。自衛隊明記によって違憲論争に終止符を打とう」と主張した。同党憲法改正推進本部特別顧問の高村副総裁は、来年の早い時期までに改正の発議を行いたいとしている。しかし、いま問われているのは自衛隊が合憲か違憲かではなく、自衛隊が海外で武力行使する軍隊になっていいのかということである。

同大会で、憲法改正の四項目の条文素案も示されたが、九条に関しては「憲法に自衛隊を明記する」もので、いずれも現行の九条二項を死文化させ、一項を变质させるものである。

安倍首相は「自衛隊の任務・権限は変わらない」と主張するが、「我が国の平和と独立を守り、国および国民の安全を保つために」自衛隊を位置づけるということは、安全保障関連法で集団的自衛権行使の要件としてきた「国民の生命、自由、幸福追求権の保護」と

は別の軍事行動の口実を与えるものとなる。つまり、新しい条文によって現行九条の下では政府自体も否定している「集団的自衛権の全面的な行使」や「海外での武力行使」が可能となり、これまでの自衛隊の活動範囲を大きく拡大することになる。

また、自民党の「緊急事態案項」に関する改憲案は、「大地震その他の異常かつ大規模な災害」の際の内閣による政令制定権（非常事態権限）と国会議員の任期延長について定めている。しかし、大地震などの自然災害に対応するための措置権限は、すでに災害対策基本法や大規模地震対策特別措置法などによって規定されている。

また、「緊急事態案項」をめぐる、自民党案には「その他の異常かつ大規模な災害」として、武力攻撃によって生じた災害を「武力攻撃災害」と呼んでいる（国民保護法）の規定、関係から、自然災害以外の事態も対象となり得ることに、も厳重な警戒が必要である。

## 安倍政権下の改憲「反対」が過半数

<朝日新聞、5月3日付>  
安倍政権のもとでの  
憲法改正に「反対」58%  
「賛成」30%  
安倍首相の9条改正案に  
「反対」53%  
「賛成」39%

<共同通信、5月14日付>  
安倍政権のもとでの  
憲法改正に「反対」58%  
「賛成」32%

「憲法を守り、生かす署名」  
(安倍改憲 NO! 3000万署名)  
全国 1,350万筆(5月3日現在)  
愛知県保険医協会集約分  
18,819筆(5月24日現在)

## 「憲法を守り、生かそう」「憲法9条改定に反対」

### 保険医協会と医師・歯科医師九条の会が宣伝行動

四月二日、「あいち医師・歯科医師九条の会」と愛知県保険医協会は、共同の記者会見を行い、「憲法を守り、生かす署名」が一万五千筆を超えて集約したことを報告し、「命を守る医師・歯科医師として、憲法九条改定に反対します」と題した見解を表明した。

会見には、保険医協会の荻野理事長や板津・大藪副理事長など九人の医師・歯科医師が出席。板津副理事長が、署名の取り組みとよびかけポスター、ポケットティッシュ署名普及、「私と九条」「憲

法改定Q&A」を収載した冊子作成などを紹介し、「あいち医師・歯科医師九条の会」の山内代表世話人が、見解の説明を行った。見解では、自民党改憲素案の問題点とともに、「医師・歯科医師は、いのちを守ることを使命としています。必死に助けたかけがえない命が、戦争で一瞬にして奪われてしまうのは耐えられない」などと医師・歯科医師としての思いを述べている。

中日・朝日・しんぶん赤旗・愛知民報各紙、テレビ関係では中京テレビが取材した。記者会見後は、名古屋市中区栄のメルサ前で役員・事務局三〇人で街頭での宣伝行動を実施した。白衣を着た医師・歯科医師が、次々とマイクを握り「今でも防衛費が増える一方で母子家庭の福祉が削られている。憲法に自衛隊を書き込んだら、ますます軍事優先で福祉が犠牲になる」「戦争は最大の環境破壊と人権破壊。原爆被害のように、一般市民も命を落とすことになる」などと訴えた。四〇分ほどで六五筆の署名が寄せられた。

「あいち医師・歯科医師九条の会」は愛知県保険医協会と共催で、「憲法のつどい」を2018年7月22日に中谷雄二氏（弁護士・名古屋共同法律事務所）を迎えて開催する（裏面囲み参照）。是非ともご参加いただきたい。

# 自衛隊明記は海外での武力行使を可能にさせる 「憲法を守り、生かそう」の声を高めよう



法を守り、生かす署名」が一万五千筆を超えて集約したことを報告し、「命を守る医師・歯科医師として、憲法九条改定に反対します」と題した見解を表明した。



# 国民の声を集めて 改憲の発議を断念させよう

## 医師・歯科医師九条の会がつどい



「あいち医師・歯科医師九条の会」と保険医協会は、第二十五回の憲法のつどいを二月十日（土）午後、保険医協会伏見会議室で開き、医師や市民ら四十一人が参加した。「どうなる憲法、どうする憲法」改憲をめぐる情勢と私たちの課題」をテーマに、本秀紀氏（名古屋大学大学院法学研究科教授）が改憲への動きと、九条を守るため

私たちが何をすべきか熱く語った。

はじめに、安倍首相は「改憲」と「壊憲」の二刀流で現行憲法の基本理念である立憲主義と民主主義を壊そうとしていると指摘。明確に違憲な政策を糺す必要があるが、強行されようとする「改憲」の動きに対応をしなければならない。

次いで自民党内で議論されている、九条改憲、高等教育の無償化、参院選の合区解消、緊急事態条項の導入の四つの改憲議論について解説した。中の二つは改憲の発議を出しやすくなるための与野党対策で出されたもの。緊急事態条項の導入は、超法規的な人権制約を可能と

し、民主主義にとって九条改憲より危険な要素を含んでいる。九条改憲では二項を維持したまま「加憲」して自衛隊を明記するのか、削除するのか議論となっている。「加憲」によって二項が死文化するかは議論の余地がある。二項がある限りは自衛隊の行動を制約する根拠となるはずである。逆に「何も変わらない」と思わせる、二項を維持した案が出される可能性が高い、と話した。

国民投票で改憲を阻めると期待してはいけない。世論調査も設問次第で多数派が変わる。改憲の是非をどう問うか、国民投票の最低投票率規定の不備、事前運動は資金力のあるものが有利など改憲手続きの問題が指摘されている。多数を得るため何でもするだろう。

しかし、負ければ改憲が否定されることになり、必ず勝てるという見込み無しに国民投票に踏み切ることはいらない。このため、改憲の発議をさせない圧倒的な世論を示す必要がある。安倍改憲を許さない三千万署名を、他人任せではなく自分が広める努力が今求められている、と結んだ。

「あいち医師・歯科医師九条の会」ニュースバックナンバーや、愛知県保険医協会の平和を求める取り組みは、愛知県保険医協会ホームページに掲載していますので、ご覧下さい。  
<https://aichi-hkn.jp/>

## 「愛知県保険医協会」「あいち医師・歯科医師九条の会」第26回憲法のつどい

### ◆テーマ どうなる憲法、どうする憲法 ～改憲を許さないために、今何をするべきか

#### ◆講師 中谷 雄二氏

（弁護士・名古屋共同法律事務所  
秘密法と共謀罪に反対する愛知の会共同代表  
安倍内閣の暴走を止めよう共同行動実行委員会共同代表）



※テーマ趣旨……

安倍 9 条改憲の流れを押しとどめられるのか、重大な局面を迎えています。平和を希求する国民一人一人が、改憲勢力とその企みに対して何を取り組むべきか。安倍内閣の暴走を止めよう共同行動実行委員会や秘密法と共謀罪に反対する愛知の会などで先頭に立って活躍されている中谷氏から、今こそ何をすべきなのか、示唆に富んだ講演いただきます。奮ってご参加ください。

◆と き 2018年7月22日（日）午後2時30分-4時30分

◆ところ 愛知県保険医協会伏見会議室（地下鉄伏見駅下車5分）

〒460-0003 名古屋市中区錦1丁目13-26  
名古屋伏見スクエアビル9階 TEL 052-223-0415



中谷雄二（なかに ゆうじ）  
名古屋共同法律事務所。1955年生。立命館大学法学部卒。湾岸戦争・戦費負担違憲訴訟、PKOカンボジア自衛隊派遣違憲確認訴訟、名古屋三菱朝鮮女子勤労挺身隊訴訟、イラク自衛隊派遣差止訴訟などの弁護士として活躍。自由法曹団常任幹事、秘密法と共謀罪に反対する愛知の会共同代表、秘密保護法対策弁護士団共同代表、安倍内閣の暴走を止めよう共同行動実行委員会共同代表。

お申込みは、お名前と市町村名、人数を、「あいち医師・歯科医師九条の会」事務局の愛知県保険医協会までご連絡ください。

電話 052-832-1346

FAX 052-834-3584

◆◆参加費◆◆◆◆◆

医師・歯科医師 1,000 円、

一般市民 500 円

◆◆◆◆◆

## 9条変えて戦争する国にさせないため 冊子「憲法9条を守ります」を作成しました

安倍首相と自民党は、九条に自衛隊を明記する改憲案の国会発議をめざしています。しかし、国民の世論は、安倍首相のもとでの九条改憲に反対が過半数を占めるなど、政府与党にお墨付きを与えていません。

保険医協会と「あいち医師・歯科医師九条の会」は、医師・歯科医師としての九条を守りたい思いや、九条改定になぜ反対するのかなどをまとめた冊子を共同で作成しました。

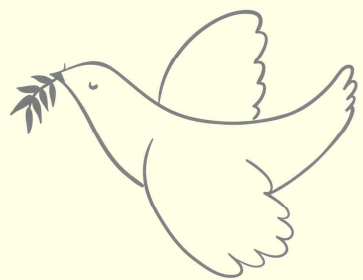
待合室などで、市民の方へ理解を広げていただくきっかけとしてご活用いただければ幸いです。ご希望の冊数を無料でお届けします。

◇ ◇ ◇ ◇ ◇ ◇

申し込み先：保険医協会・医師歯科医師九条の会担当

TEL 052-832-1346 FAX 052-834-3584

いのちを守る私たち  
医師・歯科医師は、  
憲法9条を守ります



愛 知 県 保 険 医 協 会  
あいち医師・歯科医師九条の会